

18. 子ども虐待の通告

子ども虐待が疑われる子どもがいた場合、以下の事項をご参考に通告をご検討ください。

1. 大事なこと

- ①. 虐待と思われる子どもを診療した医師は、児童相談所または福祉事務所に通告する義務があります(児童虐待防止法第6条・児童福祉法第25条)。
- ②. 虐待の事実を確認する必要はありません。
- ③. 虐待の事実確認は、児童相談所の役割です。
- ④. 「虐待かもしれない」と思ったら通告を考えます。

2. 通告・連絡先

通告とは、医療機関がある管内もしくは子どもが居住する市町村、児童相談所または福祉事務所へ、子ども虐待の疑い事例について連絡することです。相談窓口は、子育て相談・子ども支援・児童福祉などさまざまな名称が付けられています。分からなければ、各組織の代表番号に電話をして、子ども虐待に関する相談と告げれば、担当部署につないでくれます。

通告の連絡先が分からないときや、通告がためられるときには、地域の保健所や保健センターの保健師、あるいは顔見知りの保健師さんへ、事例について連絡しその後の対応を依頼してもかまいません。保健師が、関係部署に連絡をしてくれます。

その他、相談・通告に関する全国共通の番号があります。全国のどこからでもこの番号に電話をしますと、自分の地域から近い児童相談所につながる仕組みになっています。

児童相談所全国共通ダイヤル:0570-064-000

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv39/index.html>)

3. 通告の時期

「おかしい」と思われた時点で通告してかまいません。

虐待の確かさを調査するのは、通告された側の仕事です。要求されているのは、疑いを持った時点での通告です。

『様子を見る』という判断をするのは、虐待の可能性がほぼないというときだけです。『様子を見てい』あいだも、子どもは虐待され続けているかもしれないことを忘れないでください。

4. 通告の方法

まず、電話でかまいません。可能ならば、数日以内に、文書でも連絡されるとさらによいでしょう。

5. 保護者への告知

通告や連絡に関して、保護者へ告知をしたり、同意を得る必要は原則としてありません。

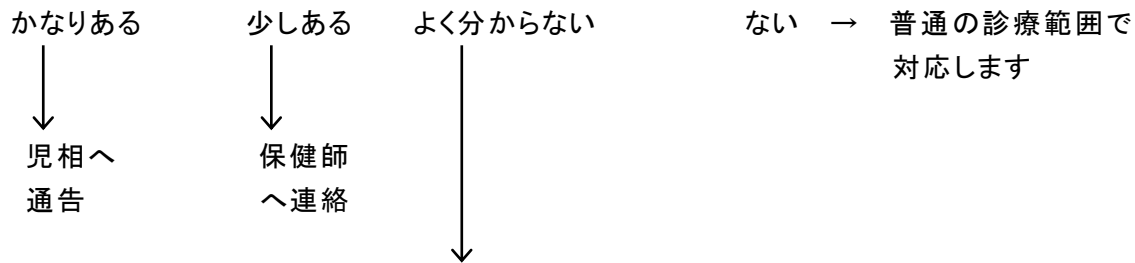
とりあえず通告や連絡をし、関係者の意見を聞いた上で、保護者への告知をどうするかを考える、ということによいでしょう。

6. 警察への通報

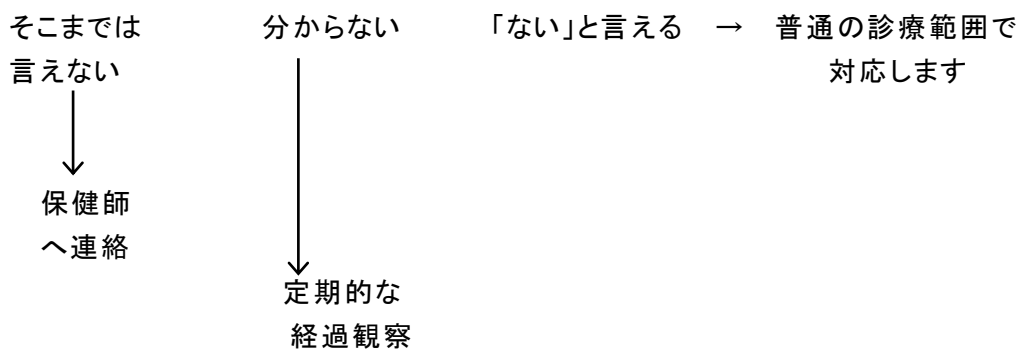
以下の事柄に該当する場合には、警察にも通告します。この場合、保護者には、「明らかな病死以外は警察に連絡することになっているので」と説明します。死亡例、重篤な外傷、犯罪性が高いと思われる場合、両親の薬物依存などです。

通告に関する対応フローチャート

受診した子どもは、子ども虐待が疑われるところがあると思われますか？



その子どもに、子ども虐待の可能性はないと考えられますか？



通告の実際

- ①. 子どもの入院、帰宅後に通告します。
- ②. 夜間であれば、通告自体は翌日でもかまいません。(子どもへの対応はその日のうちに)
- ③. 通告先の電話番号が分からないときは、地域の保健所へ電話します。
- ④. 電話では以下のことを伝えます。
 - ・虐待が疑われる子どもがいることの通告である旨
 - ・氏名、年齢、性別、保護者名、住所、電話番号
 - ・虐待が疑われる理由
 - ・子どもの身体状態の状況
 - ・現在の子どもの居場所(自宅か入院か、など)
 - ・通っているときは、保育所・幼稚園・学校名
 - ・こちらの病院名、氏名など
- ⑤. 通告を受け取った相手の人の名前、職名を聞いておきます。
- ⑥. 通告先(相手の名前も)、通告内容を診療録に記載しておきます。あるいは、メモを書いた紙を診療録に貼り付けます。

日本小児科学会子ども虐待問題プロジェクト、2006.4
日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会、2014.3 修正